

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う 関係告示の規定の整備について（概要）

1. 背景

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 34 号。以下「改正令」という。）は令和 5 年 4 月 1 日に施行される予定であるところ、改正令の施行に伴い、関係する告示を制定・改正する必要がある。

2. 概要

I. 直通階段までの歩行距離を建築基準法施行令第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等としても避難上支障がない居室の基準を定める件の新設（令第 120 条第 1 項の表の(一)項関係）

直通階段までの歩行距離を建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等としても避難上支障がない居室の基準は、次の(1)から(5)までのいずれにも該当すること。

- (1) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 床面積が 30 m²以下の居室（病院、診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第 115 条の 3 第 1 号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。II. (1) ①において同じ。）の用に供するもの又は地階に存するものを除く。②において同じ。）であること。
 - ② 居室及び当該居室から地上に通ずる建築物の部分（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）が令第 126 条の 5 に規定する構造の非常用の照明装置を設けたものであること。
- (2) 令第 110 条の 5 に規定する技術的基準に適合する警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。
- (3) 居室から避難階又は地上に通ずる直通階段に至る廊下その他の通路が、次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 不燃材料で造り、又は覆われた壁若しくは戸（戸にあつては、ふすま、障子その他これらに類するものを除く。(5)において同じ。）で令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する構造であるもので区画されたものであること。
 - ② 令第 128 条の 6 第 2 項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）に該当する場合を除き、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したも

のを除く。)、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの(以下「スプリンクラー設備等」という。)を設けており、かつ、スプリンクラー設備等を設けた室以外の室(火災の発生のおそれの少ない室を除く。)に面しないこと。

- (4) (3)に定める直通階段が次の①又は②のいずれかに該当すること。
- ① 当該直通階段の階段室が、その他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されていること。
 - ② 屋外に設けられ、かつ、屋内から当該直通階段に通ずる出入口に①の防火設備を設けたものであること。
- (5) 居室から避難階又は地上に通ずる直通階段に至る廊下その他の通路が、火災の発生のおそれの少ない室に該当すること。ただし、当該通路に存する室のうち火災の発生のおそれの少ない室に該当しない居室であつて、不燃材料で造り、又は覆われた壁若しくは戸で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されたものについて、次の①から③までに定めるところにより、当該居室で火災が発生した場合において当該居室からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法により確かめられた場合は、この限りでない。
- ① 当該居室に存する者(当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。)の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでの時間を、令和3年国土交通省告示第475号第1号イ及びロに掲げる式に基づき計算した時間を合計することにより計算すること。
 - ② ①によって計算した時間が経過したときにおける当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、令和3年国土交通省告示第475号第2号に掲げる式に基づき計算すること。
 - ③ ②によって計算した高さが、1.8メートルを下回らないことを確かめること。

II. 主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件(令和2年国土交通省告示第249号)の一部改正(令第111条第1項関係)

主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準として、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する居室であることを追加する。

- (1) 次の①及び②に該当すること
- ① 寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するもの、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)若しくは児童福祉施設等の用に供するもの又は地階に存するものに該当しない居室であること。
 - ② 居室から地上に通ずる建築物の部分(採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。)がI.(1)②の措置を講じたものであること。
- (2) I.(2)と同じ。

- (3) I. (3)①又は②のいずれかに該当すること。
- (4) (3)に定める直通階段が I. (4)①又は②のいずれかに該当すること。
- (5) I. (5)と同じ。
- (6) 避難階における階段から屋外への出口に通ずる廊下その他の通路（火災の発生のおそれの少ない室に該当するものに限る。ただし当該建築物の部分にスプリンクラー設備等を設けた場合はこの限りでない。）が、準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されていること。

Ⅲ. 耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）の一部改正（法第2条第7号関係）

耐火性能に関する技術的基準（令第107条第1号にあっては、通常の火災による火熱が1.5時間加えられた場合のものに限る。）に適合する壁、柱、床及びはりの構造方法として、次の(1)から(3)までの仕様を追加する。

- (1) 耐力壁である間仕切壁又は外壁であって、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面に防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたものに限る。(2)及び(3)において同じ。）を3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のものに限る。）が設けられたもの
- (2) 柱又ははりであって、木材又は鉄材に防火被覆（強化せっこうボードを3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のものに限る。）が設けられたもの
- (3) 床であって、根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その表側の部分及びその裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のもの）を張ったものに限る。）が設けられたもの

Ⅳ. 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）の一部改正（規則第5条及び第5条の2関係）

改正令第14条の2第2号に規定する建築物のうち階数が四以下のもの又は延べ面積が1,000㎡以下のもの（以下「小規模な事務所等」という。）の定期調査又は定期点検については、下表の調査項目（定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）並びにこれらの調査項目に対応する現行の調査方法及び判定基準と同様の調査方法等を新たに規定する。

※ 特定行政庁は規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することが可能。

番号	調査項目
1	建築物の内部

(1)	令第 112 条第	堅穴区画の状況	
(2)	11 項から第 13	堅穴区画の外周部	令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び同条第 17 項に規定する防火設備の処置の状況
(3)	項までに規定する区画（以下「堅穴区画」という。）		
(4)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁	準耐火性能等の確保の状況	
(5)	（堅穴区画を構成する壁に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	
(6)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	
(7)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	
(8)	耐火構造の床又は準耐火構造の床	準耐火性能等の確保の状況	
(9)	（堅穴区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	
(10)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	
(11)	防火設備（防火扉、防火シャッター	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	
(12)	その他これらに類するものに限る。）又は戸（いずれも堅穴区画を	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	
(13)	構成するものに限る。）	昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 1 号口に規定する基準への適合の状況	
(14)		防火扉又は戸の開放方向	
(15)		常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	
(16)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	
(17)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	
(18)		常閉防火扉等の固定の状況	
(19)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	
2	避難施設等		
(1)	令第 120 条第 2 項に規定する通路	令第 120 条第 2 項に規定する通路の確保の状況	
(2)	避難上有効なバルコニー（令第 120	避難上有効なバルコニーの確保の状況	
(3)	条に規定する直通階段（以下「直通	手すり等の劣化及び損傷の状況	
(4)	階段」という。）に係るものに限	物品の放置の状況	
(5)	る。）	避難器具の操作性の確保の状況	
(6)	直通階段	直通階段の設置の状況	
(7)		幅員の確保の状況	
(8)		手すりの設置の状況	
(9)		物品の放置の状況	

V. 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 285 号）の一部改正（規則第 6 条及び第 6 条の 2 関係）

小規模な事務所等に設置される換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の定期検査又は定期点検については、本告示の別表第 1 から別表第 4 までに掲げる検査項目、事項、方法又は結果の判定基準によらず、特定行政庁が必要に応じて定める規則によるものとする。

VI. 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）の一部改正（規則第 6 条及び第 6 条の 2 関係）

小規模な事務所等に設置される防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備のうち堅穴区画に係るものの定期検査又は定期点検については、本告示の別表第 1 から別表第 4 までに掲げる検査項目、事項、方法又は結果の判定基準によるものとする。

また、それ以外の防火設備の定期検査又は定期点検については、本告示の別表第 1 から別表第 4 までに掲げる検査項目、事項、方法又は結果の判定基準によらず、特定行政庁が必要に応じて定める規則によるものとする。

VII. その他

その他の関係告示について所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和 5 年 3 月

施行 令和 5 年 4 月 1 日